

令和2年6月5日
 改定 令和2年9月30日
 改定 令和3年10月1日
 改定 令和3年11月5日
 改定 令和4年5月23日
 改定 令和4年10月1日
 改定 令和4年11月14日
 改定 令和5年 2月22日
 改定 令和5年 3月13日

新国立劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【目次】

1. 感染防止のための基本的な考え方	2
2. 財団が講ずる具体的な対策	3
A. リスク評価	3
B. 劇場関係（公演等事業）	4
(1) 来場者に対する対応策	
(2) 来場者が利用する施設内の各所における対応策	
(3) 公演関係者（出演者、指揮者、演出家等スタッフ）及び関連する従事者に対する対応策（施設の利用場所：稽古場、各劇場の楽屋及び舞台等）	
(4) 公演関係者（劇場常駐技術スタッフ等）及び関連する従事者に対する対応策（施設の利用場所：舞台、組立場、搬出入口、諸作業場・室、稽古場等）	
(5) 貸劇場公演の場合の対応策	
C. 研修所関係（研修事業）	14
D. 展示・公開等事業	16
E. 財団従事者関係（財団管理業務）	19
F. 体調不良者が発生した場合の対応策	22
2-2. マスク着用について	23

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下

「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「財団」という)が、新国立劇場の設置者である独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「設置者」という)から委託を受けて運営する新国立劇場(以下「施設」という)における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき事項を整理したものである。

財団活動の再開、継続、中断の判断にあたっては、引続き、施設が所在する東京都知事からの要請等を踏まえるとともに、現代舞台芸術の実演家の意向の把握及び関係団体との連携にも努め、適切に対応する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じで適宜改訂を行うものとする。

1. 感染防止のための基本的な考え方

財団は、現代舞台芸術の公演(以下「公演」という)、現代舞台芸術の実演家、舞台技術者に係る研修(以下「研修」という)及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用(以下「展示・公開等」という)を主たる目的とした施設の実施・公演、研修及び展示・公開等事業(以下「事業」という)の規模及び態様を十分に踏まえ、施設の利用等のために来場する者(以下「来場者」という)、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(以下「公演関係者」という)、施設内及びその周囲において、当該施設の実施・運営に従事する者(財団、派遣会社及び業務委託先の職員等を含む。以下「従事者」という)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を勘案しつつ最大限の対策を講ずるものとする。その際、来場者及び公演関係者に高齢者が比較的多数を占めると予想される事業においては、感染した場合のリスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととする。

2. 財団が講ずる具体的な対策

A. リスク評価

財団は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染（②）のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び従事者（以下「来場者等」という。）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

加えて、自ら主催する公演をはじめ多くの公演が、大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演や催物等となることを踏まえて、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）を行うものとする。その際、東京都において示される対応とリスク評価（③④）に基づいて、それらの公演や催物等の実施の可否について判断する。公演や催物等を中止すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者等に対してその旨を周知する。貸劇場公演主催者等に対しても、当該判断に基づき公演や催物等の自粛を要請する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価し、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、扉取手、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターのハンドレール（移動手すり）、エレベーターのボタン、券売機 等）をリストアップする。

② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ粒子）感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、事業の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

事業の実施にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、事業内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響について評価する。

財団は、以上のリスク評価を踏まえ、新型コロナウイルスワクチンの接種の有無に関わらず、事業の実施及び当該施設の管理に際し以下の措置を講ずるとともに、従事者への指示、公演関係者、貸劇場公演主催者への要請や来場者への周知を図る。

B. 劇場関係（公演等事業）

（１）来場者に対する対応策

① 来場者への事前周知・広報（ウェブサイト、掲示物等）

ア）感染予防のため、以下の事項を来場の際の注意事項として事前周知・広報する。

- ・ 咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との一定の間隔の確保
- ・ 37.5 度以上又は平熱に比べて高い発熱がある方には、来場を控えていただくこと
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある方も同様に来場を控えていただくこと
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方で来場を見合わせたい方及び上述の症状があり来場を控えていただく方にはチケットの払い戻しを行うこと
- ・ 来場前に検温をしてきていただくこと
- ・ 施設内での大声での会話は控えていただくこと
- ・ 感染対策上、座席の移動は禁止すること
- ・ 十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただきたいこと
- ・ 楽屋口での出演者等の入り待ち、出待ちは当面の間、禁止すること

イ）以下の方には入場をお断りする（チケットは払い戻し可）ことを事前周知・広報する。

- ・ 各劇場入口に設置するサーモグラフィにて 37.5 度以上の発熱の可能性が見られ、検温の結果 37.5 度以上の発熱が明らかになった方
- ・ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等による体調不良の方
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方

ウ）感染予防対策として当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。

②お客様対応スタッフ（ボックスオフィス（チケット販売窓口）担当、劇場案内担当等）

への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・来場者の案内や誘導に際しては一定の間隔を取ること

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・平熱と比べて高い発熱がある者や同居者等に体調不良者が発生した者は出勤させない。
- ・発熱に加えて下記の症状のある者も同様とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

ウ) 当日検温を忘れた者がいた場合、ロッカールームにて体温計で検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 各業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

オ) ユニフォームのこまめな洗濯

カ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

③ 公演当日の来場者への対応

ア) 入場から終演までの対応

- ・入退場時の密集回避のため、一定の距離を保っていただくよう呼びかけ等を行う。
- ・楽屋口等での出待ちは、当面の間、禁止することとし、予め周知する。

イ) 大声での会話の抑制

- ・施設内では大声での会話を控えていただくように注意等を行う。

(2) 来場者が利用する施設内の各所における対応策

* 以下の①②⑦⑧⑨の各所については、公演鑑賞以外の目的の利用者がおり、これを含む。

① メインエントランス、メインエントランスホール等

ア) 施設の開館の際には、扉取手、ドアノブ及び手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を適切に行う。また、換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、施設内の換気を十分に行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする。

(以下、消毒に関する記載において同じ。)

- イ) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。不足が生じないように定期的な点検を行う。必要に応じて、入口数を制限する。
- ウ) 常時換気を行う。
- エ) ベンチや手すり等について定期的に消毒を行う。
- オ) オペラパレスのエスカレーターを使用の際、ハンドレール（移動手すり）の消毒を行う。

- ② 総合インフォメーション、メインボックスオフィス、サブボックスオフィス、プロムナードボックスオフィス及び小劇場ボックスオフィス並びにモギリ手前仮設カウンター
 - ア) カード決済時は、お客様ご自身でカードリーダーに入れてもらうなどの対応を依頼する。
 - イ) チケット購入等のために密な行列ができないよう、一定の間隔を空けた整列を促す。

- ③ オペラパレス、中劇場及び小劇場（以下「各劇場」という。）入口（モギリ）
 - ア) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、各劇場入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
 - イ) 会場入口の行列は、一定の間隔を空けた整列を促す。
 - ウ) 来場者の検温を行う。
 - ・会場入口付近にサーモグラフィを設置する。
 - ・37.5度以上の発熱がある来場者には、再度、体温計にて検温し、37.5度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りする。（チケット払い戻し用紙等をお渡しの上、お帰りいただく。）

- ④ 各劇場付属サービス等
 - ア) プログラム販売
 - ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推進する。
 - ・販売カウンターでは、人と人との一定の間隔をとって整列させる。
 - ・販売に関わる従業員は、
 - 大声を出さないことを徹底する。
 - 十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただきたいこと
 - ・以下の方には入場をお断りすること
 - レストラン入口にて、体温計で検温を行った結果、37.5度以上の発熱がある方

➤咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等による体調不良の方

➤新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方

- ・感染予防対策として、レストラン営業日やレストラン営業時間等、当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。

イ) レストラン従業員の基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との一定の間隔の確保の徹底

ウ) レストラン従業員の検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、当該業務請負業者が記録を確認して保管する。
- ・平熱と比べて高い発熱がある者は出勤させない。
- ・発熱に加えて下記の症状のある者や同居者等に体調不良者が発生した者も同様とする。
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
- ・当日検温を忘れた者がいた場合、レストラン入室前に体温計で検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 当該業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に担当者に対して周知する。

オ) トイレ

- ・トイレに手洗い用洗剤を置く。
- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの混雑が予想される場合、一定の間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

カ) その他、以下のとおり感染予防措置を要請する。

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済
- ・混雑時の入場制限
- ・施設内の換気の徹底
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒の徹底
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ・外食業の事業継続のためのガイドラインの遵守

⑧ シアターショップ（1階ボックスオフィス横）

ア) 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推進する。

イ) 人と人との一定の間隔をとって整列させる。

ウ) 混雑時は入場制限を行う。

エ) 物販に関わる従業員は、手指消毒を徹底する。

オ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

⑨ トイレ（1階サブボックスオフィス横、5階情報センター前、地下1階駐車場）

ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。

イ) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

ウ) トイレの混雑が予想される場合、一定の間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

⑩ 来場者用エレベーター（4、5、14、15、16号エレベーター）

ア) ボタンや手すりをこまめに清掃・消毒する。

⑪ エスカレーター（初台駅接続階段横、オペラパレスクローク前階段横）

ア) ハンドレール（移動手すり）をこまめに清掃・消毒する。

(3) 公演関係者（出演者、指揮者、演出家等スタッフ）及び関連する従事者に対する対応策（施設の利用場所：稽古場、各劇場の楽屋及び舞台等）

① 公演関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

・人と人との一定の間隔の確保

イ) 検温とその記録

・各自日々検温を行い記録し、制作担当者が記録を確認して保管する。

・平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機とする。

・発熱に加えて下記の症状に該当する場合や同居者等に体調不良者が発生した場合も同様とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

・当日検温を忘れた者がいた場合、リハーサル室入室前に体温計で検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 新型コロナウイルス感染症に対する検査の実施

- ・主催公演の出演者、出演者と濃厚に接触するスタッフに対し、新型コロナウイルス感染症に対する検査を徹底して実施する。
 - ・陽性反応者が出た場合は、医療機関、保健所の指示に従う。
- エ) 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- オ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者は、公演、稽古に参加できないこと。
- カ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

② 稽古期間の感染対策

ア) 稽古場立ち入り人員の制限と管理

- ・公演に直接関係のある者しか稽古場に入れない。
- ・稽古場での稽古参加者は、その日に必要な最小限度の人数とする。
- ・稽古場立入者全ての連絡先について、一時的に来訪する外部関係者を含め、把握する。
- ・各リハーサル室への当日入室者を記録する。

イ) 稽古場施設の飛沫感染・接触感染対策、換気対策

- ・各リハーサル室等入口及び稽古場事務所受付に手指消毒液を設置する。
- ・リハーサル室等の鍵の貸し出し時には、除菌シート等で鍵の拭き取り、消毒をする。
- ・リハーサル室内の人の密度や活動内容等に応じてサーキュレーターを設置・作動するなど換気機能を強化する。
- ・各スタジオ・Pルームはドアを閉めて使用可とするが、入口前に消毒液を設置。
- ・リハーサル室のロッカーは使用者をできる限り減らし、場所を固定する。
(不特定多数が共有しないようにする)
- ・リハーサル室内および室外廊下の待機スペースを広く確保する。
(スタッキングチェアを一定の間隔で設置するなど)
- ・稽古場廊下のベンチは1席間隔で使用するよう貼り紙等で席を押さえる。
- ・給水機は使用中止する。
- ・ケータリングは中止する。
- ・飲食物は各自持参もしくは自動販売機のもののみ可とする。
- ・稽古終了後、リハーサル室内を清掃・消毒、換気を行う。

ウ) 稽古内容における対策

- ・可能な限り間隔を広く開けて稽古を行う。
- ・休憩の頻度を増やし、休憩中は手指の消毒、換気を行う。
- ・リハーサル室に入る関係者は必要最少限の人数に絞る。そのために稽古内容も工夫

する。

- ・人数が多くなる場面の稽古は極力短時間に抑える。
- ・リハーサル室が空いていればできるだけ分散して稽古を行う。
- ・密接なコンタクトが必要な稽古も極力短時間に抑える。
- ・衣裳・小道具等を扱うスタッフの人数を絞るとともに、作業前後に手洗い並びに手指消毒する。

エ) 公演内容における対策

- ・表現上困難な場合を除き、出演者間で一定の間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。
- ・感染リスクが高まるような演出（過度な声援を求める等）は行わない。

③ 舞台稽古期間の感染対策

※基本的に稽古場期間と同様の方針を継続する。舞台稽古に特化した部分のみ記載する。

ア) 楽屋・劇場立ち入り人員の制限と管理

- ・稽古場と同様、入退室を記録する。

イ) 楽屋・舞台の飛沫感染・接触感染対策、換気対策

- ・各楽屋のドアをなるべく開放して、暖簾もしくはパーテーションで目隠しする。
- ・楽屋割振をなるべく密集しないようにする。
- ・各楽屋の化粧台を間仕切りする。
- ・楽屋内換気のため、可能な限り窓を開放する。
- ・人数の多い楽屋、密度の高い楽屋についてサーキュレーターを用意する。
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、舞台事務所や楽屋廊下等に消毒液を設置する。
- ・ヘアメイクスタッフは出演者との接触前後に手指消毒する。
- ・稽古終了後、各楽屋を消毒、換気する。
- ・稽古終了後、舞台上、客席も清掃・消毒、換気する。

ウ) 稽古内容における対策

- ・衣裳、ヘアメイク付き稽古は可能な限り回数を減らす。
- ・舞台上、舞台裏の出演者、スタッフの立ち位置、動線について、できる限り密な状態にならないように工夫する。

④ 本番期間の感染対策

※稽古期間と同様の方針を継続する。本番に特化した部分のみ記載する。

ア) 楽屋立ち入り人員の制限と管理

- ・ 楽屋面会、入り待ち、出待ちは全て禁止とする。
- ・ プレゼント、花束渡しも遠慮してもらうよう周知する。
- イ) 劇場の飛沫感染・接触感染対策、換気対策
 - ・ 関係者チケットの現金精算を極力なくす（事前・事後の振込精算）。
 - ・ 受付でのチケット引取を減らすため極力郵送する。
 - ・ 広報チケットも同様に極力事前送付する。

⑤トイレの感染対策

- ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。
- イ) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ウ) トイレの混雑が予想される場合、一定の間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

⑥シャワー室の感染対策

- ア) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- イ) 混雑しないように順序よく利用し、利用は短時間とするように努める。

(4) 公演関係者（劇場常駐技術スタッフ等）及び関連する従事者に対する対応策 （施設の利用場所：舞台、組立場、搬出入口、諸作業場・室、稽古場等）

① 公演関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との一定の間隔の確保

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録し、各部署又は各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・ 平熱に比べて高い発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 発熱に加えて下記の症状に該当する場合や同居者に体調不良者が発生した場合も同様とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

- ・ 当日検温を忘れた者がいた場合、作業場入場前に体温計で検温を行い、平熱に比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

エ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者は、公演、稽古に参加できないこと。

オ) 本ガイドラインを、全員に周知徹底する。

カ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

② 公演準備計画立案時の要点

ア) 大人数が一か所に長時間滞在し密集を作ること避けるため、余裕のある公演準備計画を作成すること。(仕込み、バラシ、衣裳合わせ、かつら合わせ、履物合わせ等)

③ 作業・本番時の要点

ア) 各所に設置の消毒液による手指消毒

イ) 作業の区切り、待機、休憩(外出を含む)及び作業終了等に於ける流水と石鹸によるこまめな手洗い・消毒

ウ) 劇場内の仕込み・稽古時における可能な限りの定期的な(1～2時間を目安とする)換気

エ) 施設内、設備機器等を中心とした作業エリア等、人がよく触れる場所の清掃と操作機器等(個人所有の道具、工具等の管理も含む)のこまめな消毒等

オ) トークバックマイクやメガホン等を使用できる環境下においては、それらの機器を活用し大声の回避に努めること

カ) ユニフォーム、作業着等のこまめな洗濯

キ) 業務中、密集を避けるべく、常に人と人との一定の間隔の確保を意識

④ トイレの感染対策

ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。

イ) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

ウ) トイレの混雑が予想される場合、一定の間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

⑤ シャワー室の感染対策

ア) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

イ) 混雑しないように順序よく利用し、利用は短時間とするように努める。

(5) 貸劇場公演の場合の対応策

貸劇場公演主催者に対しては、以下に示すような感染防止対策が求められることを予め連絡し、具体的な対応について事前に報告を求める。当該主催者がこのような必要な措置を講じていないと認められる場合、財団は施設管理者として当該主催者に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(公演前の対策)

① チケット販売方法、公演内容の検討

公演主催者は、公演の企画にあたって「3つの密」を回避するなど、感染を防止する方策を導入する。

ア) 感染リスクが高まるような演出（過度に声援を求める等）は行わない、等。

② 来場者への事前告知（当日の告知も含む）

財団が行う来場者への事前周知・広報（2. B. (1) ①）に準じて、来場者へ事前周知・広報を行う。

（ただし、チケットの払い戻し等については、貸劇場主催者に基づく。）

③ 公演関係者（キャスト、スタッフ）への対応

財団が行う公演関係者への感染予防策の事前周知と実施（2. B. (3) ①⑤⑥⑦、新国立劇場リハーサル室を使用の場合、②ア）、イ）を含む。）に準じて、公演関係者への感染予防策の事前周知と実施を行う。

(公演当日の対策)

① 来場者への対応

財団が行う公演当日の来場者への対応（2. B. (1) ③）に準じて、来場者への対応を行う。

なお、「来場者が利用する施設内各所における対応策」（2. B. (2)）については、当該主催者と財団とが協議の上、分担して行う。（2. B. (2) 中、④ア）、イ）物販を除く。）

② 公演関係者への対応

ア) 公演前の対策としての公演関係者への対応を継続するとともに、以下の事項を行う。

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・表現上困難な場合を除き出演者間で一定の間隔をとるようにする。

- ・公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにする。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、必要に応じて保健所等の聞き取りに協力する。

③ 物販

- ア) 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を検討する。
- イ) パンフレット等の物販を行う場合、人と人との一定の間隔をとって整列させる。
- ウ) 物販に関わる従業員は、手指消毒を徹底する。
- エ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

④ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- イ) 対応するスタッフは、フィルター性能の高いマスクを正しく常時着用することや手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ウ) 公演時間中であれば劇場内看護師と相談の上、速やかに帰宅させる。

(公演後の対策)

感染が疑われる者が出た場合、必要に応じて保健所等の公的機関による聞き取りに協力する。

C. 研修所関係（研修事業）

【研修事業関係者及び関連する従事者に対する対応策】

(施設の利用場所：研修講義室、稽古場、芸能花伝舎等)

① 研修所関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

- ア) 基本的な感染予防策の実施
 - ・咳エチケットこまめな手洗い・手指の消毒の徹底
 - ・人と人との一定の間隔の確保
- イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、研修所が記録を確認して保管する。
 - ・平熱と比べて高い発熱がある場合には、研修所に報告の上、自宅待機とする。
 - ・発熱に加えて下記の症状に該当する場合や同居者等に体調不良者が発生した場合も同様とする。
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
 - ・当日検温を忘れた者がいた場合、研修に入る前に体温計で検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。
- ウ) 研修所関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- エ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

② 分散登所等

- ア) 研修中の密を避けるため、分散登所、稽古場の広さに合わせた受講人数の調整、広めの稽古場の確保及びオンライン授業の実施等、必要な対策を講じる。
- イ) 分散登所に伴う研修生の居場所づくりに留意する。

③ 対人間隔の確保等

ア) 接触感染防止対策

- ・必要に応じて各年次を複数のグループに分けたうえで、使用可能な場合は稽古場を複数個所にするなどして、研修上で求められる場合以外に接触しないように努め、研修生の席や研修生間に一定の間隔を確保する。
- ・授業の前後には、手洗い又は手指の消毒をこまめに行う。
- ・稽古着は毎日洗濯する。
- ・授業中に使用するタオル、水筒等は個人持参とする。

イ) 飛沫感染防止対策

- ・稽古場施設内で実施する座学では、一定の間隔を確保して、極力対面とならないような工夫をする。

④ 施設の換気及び消毒策

- ア) 稽古中及び休憩中には、扉、または窓を出来れば2カ所以上開けて換気に努める。防音上で扉や窓を解放できない場合は、1時間に1回程度、稽古を中断して十分な換気を行う。また、空調は常時「換気」モードにする。

イ) 他人と共有する器具・バー・机・椅子等は使用の都度消毒を行う。また、研修施設及び稽古場の複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、机、扉取手、ドアノブ等の箇所は、特に注意して消毒を行う。

⑤ 稽古における対策

- ア) ピアニストと歌唱者との間隔は人と人との一定の間隔をとり、飛沫感染しないための対策を検討する。
- イ) 人数が多くなる場面の稽古は極力短時間に抑え、稽古場内外に複数人数が待機する場合は一定の間隔を確保する。
- ウ) 登所日との組み合わせを工夫して、語学や聴講型座学等でのオンライン授業採用を検討する。
- エ) 稽古終了後は、すみやかに退室する。
- オ) 激しい動きや呼吸を伴う実技系カリキュラムについては、開始時期と研修内容を慎重に検討する。

⑥ その他の対策

- ア) 更衣室、控室への入室人数制限を設け、滞在時間を制限する。
- イ) 自習は、原則として不可とする。指導者の指示があった場合のみ、人数を制限して行えるものとする。
- ウ) 昼食については弁当持参を奨励し、屋外スペースや広めの公共スペースの利用を促し、研修生同士が向かい合わないよう一定の間隔を空けて着席として、私語は控える。
- エ) 唾液等が付着したゴミ類は、ビニール袋に入れて密閉した上で廃棄する。
- オ) 研修生に対して、新型コロナウイルスに関する最新の正しい知識を身につけるとともに、これらの感染症対策について、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、段階に応じた指導を行う。
- カ) 本ガイドラインを、全員に周知徹底する。

D. 展示・公開等事業

【展示・公開事業に関する対応策について】

(施設の利用場所：情報センター（閲覧室）及び展示スペース（公開空地）)

① 来場者への事前周知・広報（ウェブサイト、掲示物等）と実施

- ア) 基本的な感染予防策

- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との一定の間隔の確保
- ・37.5度以上又は平熱に比べて高い発熱がある方には、来場を控えていただくこと
- ・発熱に加えて下記の症状のある方や同居者等に体調不良者が発生した場合も同様に来場を控えていただくこと
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
- ・来場前に検温をしてきていただくこと
- ・入室時に消毒液にて手指消毒をすること
- ・情報センター（閲覧室）等での会話や接触は控えていただくこと
- ・十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただくこと
- イ) 以下の方には入場をお断りすること
 - ・情報センター入口にて、体温計で検温を行った結果、37.5度以上の発熱がある方
 - ・咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等による体調不良の方
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある方
- ウ) 感染予防対策として、開室日や開室時間等、当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。

② お客様対応スタッフ（情報センター受付等）を含む従事者への事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との一定の間隔の確保

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・平熱に比べて高い発熱がある者は出勤させない。
- ・発熱に加えて下記の症状のある方や同居者等に体調不良者が発生した者も同様とする。
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

ウ) 当日検温を忘れた者がいた場合、体温計で検温を行い、平熱に比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 各業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

オ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

③ 来場者が利用する施設内の各所における対応策

ア) 情報センター閲覧室、ビデオシアター、ビデオブース

- ・受付カウンター

- カウンター利用の順番待ちでは、人と人との一定の間隔を空けて整列するよう促す。
- 利用者、従事者双方における手指消毒を徹底する。

- ・閲覧スペース、学習スペース

- 座席等の間隔を置いたスペースとなるよう配置を工夫する。
- 従事者が使用する際は、使用の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- 利用者は、手にした書籍や閲覧した書籍を書架に戻さずに、ブックトラックに仮置きしてもらう。

- ・蔵書検索用機器、閲覧用パソコン、視聴用機器等の設置スペース

- 視聴用機器等は、利用者が変わるとに消毒等を行う。
- 来場者の社会的距離の確保。必要に応じ人数を制限する。
- 来場者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。

- ・閲覧室入り口ドア：

- 閲覧室入り口ドアは常時開放とし、屋上庭園から外気を取り入れ、換気を行う。

イ) 初台アート・ロフト（メインエントランスホール、展示スペース等）

- ・掲示物等にて、「三つの密」を避けるよう注意喚起する。

- 人と人との一定の間隔の確保
- 展示作品の前に大勢の人数が滞留しないよう、注意を喚起する。

E. 財団従事者関係（財団管理業務）

（１）従事者に対する対応策

（施設の利用場所：役員室、芸術監督室、芸術参与室、各部事務室、会議室、打ち合わせコーナー、サロン、防災センター、電話交換室、楽屋口受付、楽屋食堂、諸業務従事者控室・更衣室・ロッカー室等）

① 従事者への事前周知等

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との一定の間隔の確保

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、各管理職職員が記録を確認して保管する。
- ・平熱に比べて高い発熱がある場合には、上司に報告の上、自宅待機とする。
- ・発熱に加えて下記の症状に該当する場合や同居者等に体調不良者が発生した場合も同様とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

- ・当日検温を忘れた者がいた場合、業務に入る前に体温計で検温を行い、平熱に比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者は、自宅待機とする。

エ) 財団は、従事者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

オ) 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ稽古場や舞台等への出入りや公演関係者との接触を控える。

カ) アレルギーがある等の明確な理由がある場合を除き、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

② 新しい勤務態勢について

ア) 在宅勤務、時差出勤やウェブ会議を導入し、職場の密集の緩和に努める。

③ 役員室、芸術監督室、芸術参与室、各部署事務室、会議室、打ち合わせコーナー、サロン、防災センター、電話交換室

ア) 常時換気に努める。

イ) デスク、打ち合わせテーブル、椅子等のこまめな清掃・消毒を行う。

ウ) 人と人との一定の間隔を取るよう努める。

④ 楽屋口受付

- ア) 楽屋入口にサーモグラフィを設置し、検温の結果 37.5 度以上の発熱が明らかになった者については入場を認めない。
- イ) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、消毒アルコールを常置し、入場者の手指消毒の徹底を図る。
- ウ) 常時換気に努める。

⑤ 楽屋食堂

当該業務請負業者に対して、設置者と協議の上、以下を要請する。

ア) 業務請負業者に対する要請事項

- ・ 食堂従業員の基本的な感染予防策の実施
 - 咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
 - 人と人との一定の間隔の確保
- ・ 食堂従業員の検温とその記録
 - 各自日々検温を行い記録し、当該業務請負会社が記録を確認して保管する。
 - 平熱に比べて高い発熱がある者は出勤させない。
 - 発熱に加えて下記の症状のある者や同居者等に体調不良者が発生した者も同様とする。
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
 - 当日検温を忘れた者がいた場合、食堂入室前に体温計で検温し、平熱に比べて高い発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。
 - 当該業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを、事前に担当者に対して周知する。
- ・ その他の感染予防措置
 - 入店時に手指消毒のための消毒アルコール設置
 - 混雑時の入場制限
 - 施設内換気の徹底
 - 食器、トレイ、テーブル、椅子等の消毒
 - ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
 - 券売機の定期的な消毒
 - 外食業の事業継続のためのガイドラインも遵守する。

イ) 利用者の感染防止対策

- ・ 来場者の基本的な感染予防策
 - 咳エチケットこまめな手洗い・手指の消毒の徹底
 - 人と人との一定の間隔の確保
 - 平熱に比べて高い発熱がある者は、利用を控えること
 - 発熱に加えて下記の症状のある者も同様に利用を控えること
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
- ・ 利用時の感染予防策
 - 入店時に手洗い、手指消毒
 - 注文待ちの列では、人と人との一定の間隔を取ること
 - 飲食時にマスクを外した状態での会話は控えること
 - 対面にならないように着席すること

⑥ 諸業務従事者控室、更衣室、ロッカー室等

- ア) 利用者は、入退室時に手洗いと手指消毒を徹底する。
- イ) 常時換気に努める。
- ウ) それぞれの部屋に適切な人数を超える人数が同時に入室しないよう努める。

⑦ トイレ（事務棟、技術棟、稽古場エリア、各劇場楽屋エリア、）

- ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。
- イ) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ウ) トイレの混雑が予想される場合、一定の間隔を空けて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

⑧ 従事者及び公演関係者用エレベーター（1、2、3、6～13号エレベーター）

- ア) ボタンや手すりをこまめに清掃・消毒する。

⑨ シャワー室

- ア) 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- イ) 混雑しないように順序よく利用し、利用は短時間とするように努める。

(2) その他、施設全般の対策として

① ごみの廃棄

- ア) 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する。

イ) ゴミを回収する従業員は、収集の際に手袋・フィルター性能の高いマスクを正しく常時着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する。

② 清掃・消毒

ア) 不特定多数の人が触れる場所・機具等（扉取手、ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う。

F. 体調不良者が発生した場合の対応策

① 観客等来場者

ア) 体調不良者が発生した場合は、速やかに別室（救護室等）へ隔離する。

イ) 対応するスタッフは、フィルター性能の高いマスクを正しく常時着用することや手洗い、手指の消毒を徹底する。

ウ) 速やかに、帰宅するように促す。

② 公演関係者・財団従事者等

ア) 体調不良者が発生した場合は、所属する部署の上等は、体調不良者が出勤前であれば自宅待機を、出勤している時には帰宅するように指示するとともに、状況を速やかに総務課に連絡する。同居者等に体調不良者が発生した場合も同様とする。

イ) 体調不良者には、速やかに医療機関を受診させ、必要に応じて新型コロナウイルス感染症に対する検査を受検させる。

ウ) 新型コロナウイルス感染症に対する検査の結果が陽性であった場合には、速やかに総務課に連絡する。なお、保健所が濃厚接触者の判定をしない場合は、感染拡大防止の観点から、財団において速やかに濃厚接触者に該当する可能性のある者を「要管理者」と認定し、適切に対応する。

2-2. マスク着用について

令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、3月13日以降のマスク着用については以下の通りとする。

A. 来場者

- ・主催公演、貸劇場公演、情報センター、公開空地内展示の来場者のマスクの着脱は、原則として個人の判断に委ねられるものとする。
- ・以下の場面においては必要に応じてマスクの着用を推奨する。
 - 大声で、または長時間会話をする場合
 - 咳、くしゃみが出る場合
 - 舞台に向けた声援を行う際

B. 従事者等

- ・職員、研修生、業務委託者、委託業者等のマスクの着脱は、原則として個人の判断に委ねられるものとする。
- ・以下の場面においては必要に応じてマスクの着用を推奨する。
 - 大声で、または長時間会話をする場合
 - 咳、くしゃみが出る場合
 - 来場者への対応を行う場合
- ・本人が体調不良となった場合や周囲で体調不良者が発生した場合、マスク非着用時の行動・接触については財団が定める体調不良者への対応方針に基づき、対応する必要があることを周知する。

C. 公演関係者等

- ・出演者（公演期間中の研修生を含む）、舞台スタッフ等のマスクの着脱は、原則として個人の判断に委ねられるものとする。
- ・以下の場合においては必要に応じてマスクの着用を推奨する。
 - 人と人との一定の距離を空けずに歌唱・運動・会話をする際
 - 咳、くしゃみが出る場合
- ・本人が体調不良となった場合や周囲で体調不良者が発生した場合、マスク非着用時の行動・接触については財団が定める体調不良者への対応方針に基づき、対応する必要があることを周知する。

以上